

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日替り、  
がと翌  
日の翌)

## 目 次

◇規 則 鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則(総務課)

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

◇人委規則 最高号級を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(職員課)

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(シ)

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則(シ)

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(シ)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

一 次の施設の利用者に交付する書面を許可書から通知書に改めることとした。

1 鳥取県立県民文化会館

2 鳥取県立児童謡館

- 3 鳥取県営鳥取空港
  - 4 鳥取県立産業体育館
  - 5 鳥取県立米子コンベンションセンター
  - 6 鳥取県立夢みなどタワー
  - 7 鳥取県立農業大学校
  - 8 鳥取県立農村総合研修所
  - 9 鳥取県立二十一世紀の森
  - 10 鳥取県都市公園
  - 11 鳥取県立みなとさかい交流館
- 二 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第七十三号

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立県民文化会館管理規則(平成五年三月鳥取県規則第二十八号)の一部

を次のように改正する。  
第四条の見出しを「(利用の申込み)」に改め、同条中「申請書」を「申込書」に改める。

第五条の見出しを「(利用許可の通知)」に改め、同条中「申請」を「申込み」に、「による許可書を交付する」を「により通知する」に改める。

第六条中「申請書」を「申込書」に改める。

様式第一号その一及びその二中「利用許可申請書」を「利用申込書」に改め、「—」を削り、「申請者」を「申込者」じ、「許可してください」を「申し込みます」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名

鳥取県立県民文化会館の利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

施設名	
利用目的	
利用期間	前時 分から 年月日 ( ) 午後 前時 分まで
利用面積 (フリースペースを利用する場合に限る。)	㎡
利用料	円
利用の条件	

様式第三号中「利用許可変更申請書」を「利用変更申込書」じ改め、「—」を削り、「申請者」を「申込者」じ、「利用許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、許可してください」を「鳥取県立県民文化会館の利用を変更したいので、次のとおり申し込みます」じ、「許可年月日」を「通知の年月日」じ、「利用許可書」を「利用の通知書」じ改める。

様式第四号中「申請者」を「届出者」じ、「許可年月日」を「通知の年月日」じ、「利用許可書」を「利用の通知書」じ改める。

様式第六号中「殿」を「様」じ改め、「—」を削り、「許可年月日」を「通知の年月日」じ改める。

(鳥取県立児童館管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立児童館管理規則(平成七年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第二項中「申請書」を「申込書」に改める。

第五条の見出しを「(入館券の交付等)」に改め、同条中「入館券を」の下に「交付し」を加え、「による許可書を交付する」を「により通知する」に改める。

第六条中「申請書」を「申込書」に改める。

様式第一号中「利用許可申請書」を「利用申込書」に改め、「□□□-□□□」を記し、「申請者」を「申込者」に、「申請します」を「申し込みます」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第5条関係)

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名

鳥取県立董謡館多目的ホールの利用について (通知)

年月日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

利 用 目 的	
---------	--

利 用 期 間	年 月 日 ( ) 午 後	前 時 分 から	年 月 日 ( ) 午 前	時 分 まで
利 用 料 金			円	
利 用 の 条 件				

備考 利用料金には、設備利用料金及び冷・暖房利用料金は含まれません。

様式第三号中「利用許可変更申請書」を「利用変更申込書」に改め、「□□□-□□□」を記し、「申請者」を「申込者」に、「利用許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します」を「鳥取県立董謡館多目的ホールの利用を変更したいので、次のとおり申し込みます」に、「許可年月日」を「通知の年月日」に、「利用許可書」を「利用の通知書」に改める。

様式第四号中「□□□-□□□」を記し、「申請者」を「届出者」に、「許可年月日」を「通知の年月日」に、「利用許可書」を「利用の通知書」に改める。

(鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正)

第三条 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「申請書」の下に「又は申込書」を加える。

様式第五号その2中「使用許可申請書」を「使用申込書」に、「申請者」を「申込者」に、「許可してください」を「申し込みます」に改める。

(鳥取県立産業体育館管理規則の一部改正)

第四条 鳥取県立産業体育館管理規則(平成九年三月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(利用の通知等)」に改め、同条中「による利用許可書を」を「により通知し」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第5条関係)

第 年 月 日

住所 氏名様  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立(鳥取・米子)産業体育館の利用について(通知)

年月日付けで申込みのあったことについては、次のとおりとしたので通知します。

利用の目的	1 大体育館 2 小体育館 3 トレーニング室兼会議室 (米子産業体育館のみ) 4 会議室(中・小) (米子産業体育館のみ)
利用期間	年月日時分から 年月日時分まで
利用設備等	利用設備 照明・冷暖房

利用料	円		円
	施設使用料	設備使用料	円
利用の条件			
会場責任者	氏名	住所	電話番号
摘要			

(鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部改正)

第五条 鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則(平成九年十一月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「利用の通知等」に改め、同条第一項中「による許可書を交付する」を「により通知する」に改め、同条第二項中「許可書」を「通知書」に改める。様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第5条関係)

第 年 月 日

住所 氏名様  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立米子コンベンションセンターの利用について (通知)

年月日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年月日時分から 年月日時分まで
利用料金	円 (冷・暖房利用料、設備利用料等は含まない。)
利用の条件	

様式第三号中「利用許可事項」を「利用」及び「許可年月日」を「通知の年月日」及び「利用許可書」を「利用の通知書」に改める。

様式第四号中「許可年月日」を「通知の年月日」及び「利用許可書」を「利用の通知書」に改める。

(鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部改正)

第六条 鳥取県立夢みなとタワー管理規則(平成十年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(入館券の交付等)」に改め、同条中「入館券を」の下に「交付し」を加え、「による許可書を交付する」を「により通知する」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日

住所 氏名様  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立夢みなとタワーの利用について (通知)

年月日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年月日時分から 年月日時分まで
利用料金	円 (冷・暖房利用料、設備利用料は含まない。)

利用の条件

様式第四号中「利用許可変更申込書」を「利用変更申込書」及び「利用許可事項」を「利用」及び「許可年月日」を「通知の年月日」及び「利用許可書」を「利用の通知書」に改める。

様式第五号中「許可年月日」を「通知の年月日」及び「利用許可書」を「利用の通知書」に改める。

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第七条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「(利用の申込み等)」に改め、同条第二項中「による許可書を交付する」を「により通知する」に改める。

様式第十号中「利用許可申込書」を「利用申込書」に改める。

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号 (第29条関係)

第 年 月 日

住所 氏名 様 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立農業大学校の利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったことについては、次のとおりとしたので通知します。

施設の種類	管理教育棟	教室 (大教室、第1、第2、第3、第4)、情報処理室、会議室
	学生寮棟	農産加工室
施設の種類	運動施設	体育館、グラウンド、テニスコート ( 面)
施設の種類	国際農業交流館	セミナー室 (第1、第2)、控室、交流ホール、研修室 (2分の1室、全室)、宿泊室 (洋室、和室)
利用の目的		
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで	
利用の条件	料 円	

(鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部改正)

第八条 鳥取県立農村総合研修所管理規則(昭和五十九年九月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「による利用許可書を交付する」を「により通知する」に改める。様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名 様

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

職 氏 名 印

鳥取県立農村総合研修所の利用について（通知）

年 月 日付けで申込みのあつたこのことについては、次のとおりとしましたので通知します。

利用の目的	
利用施設	1 第一研修室    2 第二研修室    3 第三研修室 4 第一演習室    5 第二演習室    6 第三演習室 7 農業情報室    8 会議室
利用の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用料	円
宿泊の可否	可 $\left( \begin{matrix} \text{人} \\ \text{泊} \end{matrix} \right)$ 否

備 考

（鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正）

第九条 鳥取県立二十一世紀の森管理規則（昭和六十年三月鳥取県規則第九号）の一部

を次のように改正する。

第八条第二項中「様式第二号による利用許可証を交付する」を「その申込みをした者に様式第二号により通知する」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名 様

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

職 氏 名 印

林業技術工芸実習館の利用について（通知）

年 月 日付けで申込みのあつたこのことについては、次のとおりとしましたので通知します。

利用目的	
利用施設	大研修室・研修室・実技訓練室

利用機 具	木江ろくろ・電気のご・帯のご盤・丸のご盤・超仕上カシナ盤 ・電気カシナ・電気ドリル			
利用期 間	年	月	日	時 分から 分 時まで
備 考				

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第十条 鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三の見出し中「利用許可書等の交付」を「利用の通知等」に改め、同条中「による利用許可書」を「により通知」に改め、「」を「を交付する」を「を交付」するに改める。

様式第三号の三を次のように改める。

様式第三号の3 (第3条の3関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

職 氏 名 印

有料公園施設の利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

公園の名称			
利用施設			
利用日時			
利用目的			
利用予定人員	人	利用別	1 プラチナ・スポーツ活動 2 その他(遊利・非遊利)
利用料	円		
利用責任者	氏名		
	住所		
摘要	(電話 局 番)		

(鳥取県立みなとさかい交流館管理規則の一部改正)

第十一条 鳥取県立みなとさかい交流館管理規則(平成九年四月鳥取県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「申請書」を「申込書」に改める。

第五条の見出しを「(入館券の交付等)」に改め、同条中「入館券を」を「入館券を交付し」に、「による許可書を交付する」を「により通知する」に改める。



第六条中「申請書」を「申込書」に改める。  
 様式第一号中「利用許可申請書」を「利用申込書」に、「申請者」を「申込者」に、「申請します」を「申し込みます」に改める。  
 様式第三号を次のように改める。

様式第三号 (第5条関係)

第 号  
 年 月 日

住所  
 氏名 様  
 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立みなとさかい交流館会議室の利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

利 用 日 的	
利 用 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
利 用 料	円
利 用 の 条 件	

様式第四号中「利用許可変更申請書」を「利用変更申込書」に、「申請者」を「申込者」に、「利用許可を受けた事項」を「鳥取県立みなとさかい交流館会議室の利用」に、「申請します」を「申し込みます」に、「許可年月日」を「通知の年月日」に、「利用許可書」を「利用の通知書」に改める。  
 様式第五号中「申請者」を「届出者」に、「許可年月日」を「通知の年月日」に、「利用許可書」を「利用の通知書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第七十四号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則 (昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号) の一部を次のように改正する。

第一号様式(二)の「及び」の二中「において税額が2,000円以上であるとき (1,000円未満の端数は切り捨てる。)」は「又は、税額 (1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に対し「年7.3パーセント」を「年7.3パーセント (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パー

セントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)に改める。

第一号様式第三の二のイの十のイ及び第一号様式第三の二のイ「2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)」は「(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に対し「且つ」 「7.3パーセント」のイ「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を併す。

第一号様式第三の二のイ「7.3パーセント」のイ「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を併す。

第一号様式第三の二のイ「股」や「様」及び「2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)」は「(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に対し「且つ」 「7.3パーセント」のイ「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を併す。

第五号様式第三の二のイのイ「2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)」は「(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に対し「且つ」 「7.3パーセント」のイ「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を併す。

「 年350万円以下の金額	「 年
------------------	--------

第一号様式第三の二	年350万円超700万円以下の金額	年
	年700万円超の金額	年

万円以下の金額		
万円超	万円以下の金額	「2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)」
万円超の金額		

の端数は切り捨てる。)」は「(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に対し「且つ」 「7.3パーセント」のイ「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を併す。

第一号様式第三の二のイ「2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)」は「(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に対し「且つ」 「7.3パーセント」のイ「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を併す。

第一号様式第三の二のイ「股」や「様」及び「2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)」は「(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に対し「且つ」 「7.3パーセント」のイ「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を併す。

第一号様式第三の二のイ「2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)」は「(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に対し「且つ」 「7.3パーセント」のイ「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を併す。

該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合を加える。

第六十七号様式中「殿」を「様」とし、「2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)」を「(1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に對し、「びん」「7.3パーセント」の次に「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十二号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十一年十二月鳥取県条例第三十九号)附則第二項の規定に基づき、平成十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)別表第三イの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受ける職員(以下「最高号給を超える職員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 最高号給を超える職員の切替日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。ただし、その額が切替日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。)に達しない職員の新給料月額は、旧給料月額とする。

$$\frac{\text{その者の旧給料月額} \times \text{切替日の前日におけるその者の属する職務の級の最高号給とその1号給下の号給の額}}{\text{切替日の前日におけるその者の属する職務の級の最高号給とその1号給との差額}} + \text{切替日におけるその者の属する職務の級の最高号給の額}$$

(期間の通算)

第三条 最高号給を超える職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第四条第八項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、最高号給を超える職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二の項(三)及び同表の三の一の項(一)中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加え、同表の三の二の項(一)中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加え、同表の四の二の項(一)中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業」の下に「又は中等教育学校の前期課程の修了」を加える。

別表第二の一の表中

定時制の高校又は大学の夜間の学部等の在学期間については、同資格の学校の通常の課程における修業年限と定時制の高校又は大学の夜間の学部等の修業年限との比を在学した期間に乗じて得た期間とする。

を

定時制の高等学校の後期課程又部等の在学期間に学校の通常の課程と定時制の高等学校の後期課程学部等の修業年限期間に乗じて得た

若しくは中等教育は大学の夜間の学については、同種における修業年限校若しくは中等教又は大学の夜間との比を在学した期間とする。

に改める。

別表第十四行政職給料表の項四級の欄中「一六号給」を「一五号給」に改め、同項八級の欄中「八号給」を「九号給」に改め、公安職給料表の項四級の欄中「二四号給」を「二三号給」に改め、教育職給料表(二)の項二級の欄中「二五号給」を「二四号給」に改め、研究職給料表の項四級の欄中「八号給」を「九号給」に改め、医療職給料表(一)の項二級の欄中「二三号給」を「二二号給」に改め、同項三級の欄中「一六号給」を「一七号給」に改め、医療職給料表(二)の項三級の欄中「一八号給」を「一七号給」に改め、医療職給料表(三)の項三級の欄中「二〇号給」を「一九号給」に改め、同項四級の欄中「一五号給」を「一四号給」に改め、同項六級の欄中「八号給」を「九号給」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十四の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則第二条ただし書の規定の適用を受ける職員の昇格等の特例)

2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十二号。以下「切替規則」という。)第二条ただし書の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第八条の四又は第八条

の五の規定の適用については、昇格又は降格の日の前日において切替規則第二条ただし書の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる給料月額を同日において受けていたものとみなす。

3 切替規則第二条ただし書の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第十一条及び第十二条第一項の規定の適用については、第十一条中「その者の現に受ける給料月額」とあるのは「その者の切替規則第二条ただし書の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる給料月額」と、第十二条第一項中「第十一条」とあるのは「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十三号) 附則第三項の規定による読替え後の第一条」とする。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則二十四号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
別表第二を次のように改める。

別表第二(第2条関係)

行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,200円
2 級	6,700円
3 級	8,700円。ただし、1号給8,505円
4 級	10,100円
5 級	10,500円
6 級	11,200円
7 級	11,600円
8 級	12,200円
9 級	13,300円
10 級	14,000円
11 級	16,000円

公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円。ただし、2号給7,209円、3号給7,510円、4号給7,834円、5号給8,158円
2 級	9,300円。ただし、2号給7,915円、3号給8,248円、4号給8,667円、5号給9,117円
3 級	10,100円。ただし、2号給9,126円、3号給9,508円、4号給9,900円
4 級	10,900円。ただし、1号給10,683円
5 級	11,600円
6 級	12,300円
7 級	12,700円
8 級	13,200円

9 級	13,700円
10 級	14,400円

ハ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円、4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円、7号給8,631円、8号給8,941円、9号給9,270円、10号給9,585円
2 級	12,000円。ただし、2号給8,788円、3号給9,112円、4号給9,454円、5号給9,805円、6号給10,174円、7号給10,692円、8号給11,241円、9号給11,790円
3 級	13,100円(給与条別表第3イの備考(2)に定める職員にあつては、13,400円)
4 級	14,600円

ニ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円、4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円
2 級	11,900円。ただし、2号給7,497円、3号給7,875円、4号給8,289円、5号給8,788円、6号給9,112円、7号給9,454円、8号給9,805円、9号給10,174円、10号給10,692円、11号給11,241円、12号給11,790円
3 級	12,700円(給与条別表第3ロの備考(2)に定める職員にあつては、12,900円) ただし、1号給12,532円(同表ロの備考(2)に定める職員にあつては、12,892円)
4 級	14,100円

ホ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,300円。ただし、2号給6,192円、3号給6,390円、4号給6,624円、5号給6,912円、6号給7,263円、7号給7,650円、8号給8,059円
2 級	10,000円。ただし、2号給8,451円、3号給8,905円、4号給9,333円、5号給9,760円
3 級	11,900円。ただし、1号給11,839円
4 級	12,800円
5 級	16,100円。ただし、1号給15,826円

ハ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,400円。ただし、2号給10,885円、3号給11,353円
2 級	14,300円。ただし、1号給13,729円
3 級	15,900円
4 級	17,100円

ト 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,300円
2 級	8,200円。ただし、2号給8,118円
3 級	9,900円。ただし、1号給9,499円、2号給9,832円
4 級	10,600円
5 級	11,500円
6 級	12,400円
7 級	13,500円

チ 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,300円。ただし、2号給6,997円、3号給7,249円、4号給7,519円、5号給7,803円、6号給8,181円
2 級	10,200円。ただし、2号給8,230円、3号給8,617円、4号給9,040円、5号給9,315円、6号給9,598円、7号給9,882円、8号給10,192円
3 級	10,600円。ただし、1号給10,210円、2号給10,539円
4 級	11,000円
5 級	11,400円
6 級	12,800円
7 級	13,800円

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十五号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一万九千円」を「二万円」に、「一万千四百円」を「一万二

千円)に改め、同項第二号中「七千円」を「七千二百円」に改め、同項第三号中「四千円」を「四千二百円」に改める。

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十六号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第六号中「をいう。」を「をいう。以下同じ。」のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月鳥取県条例第六号。以下「育児休業条例」という。)第五条の二第一項に規定する職員以外の職員」に改める。

第三条第二項第二号中「第一条の二第六号に掲げる職員」を「育児休業職員」に改める。

第三条の九第一号中「第六号」を削り、同条に次の一号を加える。

四 育児休業職員のうち、育児休業条例第五条の二第二項に規定する職員以外の職員  
第八号第二項第一号中「第六号」を削り、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業職員として在職した期間

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

**鳥取県人事委員会規則第二十七号**

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（勤務した期間に相当する期間）

第五条の二 条例第五条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間

二 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）第一条の二第一号、第三号、第四号又は第七号に掲げる職員として在職した期間（職員の休職の事由を定める条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第七号）第二条第一号又は第二号の規定に該当して休職した期間を除く。）

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。